

衆議院議長様
参議院議長様

選択的夫婦別姓の導入など、 一日も早い民法改正を求める請願

【請願趣旨】

現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。婚姻の際、実際には 96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、提訴が相次ぎ、世論調査でも賛成が反対を上回っています。女性のみにも適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。

2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示しましたが、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しており、一日も早い国会の対応が求められます。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告し、2016年3月には、最高裁判判断にかかわらず、現行民法の規定は差別的であるとして、あらためて早急な是正を勧告しています。

以下の項目を請願します。

【請願項目】

1、選択的夫婦別姓の導入など、ただちに民法を改正すること

名 前	住 所

・この個人情報は国会請願以外使用しません。
・名前、住所は省略せず、一人ひとり明記して下さい。「#」「同上」は無効となります。



新日本婦人の会

〒112-0002 東京都文京区小石川 5-10-20